

# インドネシアにおける知財ライセンス契約の 登録に関する規則

TMI 総合法律事務所

弁理士 白石真琴

TMI 総合法律事務所は1990年に東京において開設され、シンガポールをはじめ、国内外に拠点を持つ。著者は、2008年にTMI 総合法律事務所に入所し、医薬、バイオ、化学等の技術を専門分野として国内外の特許の出願、審判、訴訟、鑑定等に従事してきた。現在は、シンガポールオフィスにて、ASEANでの日本企業の活動の知財面でのサポートに従事している。

インドネシアでは、知的財産権のライセンス契約を当局（知的財産総局：DGIP）に登録する義務があることが定められている。契約の内容は、インドネシア語で作成する。登録のない限り、当該ライセンスは第三者に対抗することができない。

## 1. 各知的財産に関する法律における規定

インドネシア特許法第79条は、特許のライセンス契約の登録（記録）および公告について規定し、ライセンス契約が登録されず、公告されない場合、当該ライセンス契約は第三者に対抗できないことを規定している。

### 第79条

- (1) 実施許諾契約は、手数料の納付により大臣において記録され公告されるものとする。
- (2) 実施許諾契約が(1)項に規定のように記録されず公告されない場合、当該実施許諾契約は第三者に対して法的効力を有さない。
- (3) 大臣は、第78条に述べた規定を含む実施許諾契約の記録の請求を拒絶する。

同様の規定が、商標および地理的表示、意匠、著作権、営業秘密並びに半導体回路配置に関する法律のそれぞれに存在しており、インドネシアでは、知的財産

権に関するライセンスは登録され、公告されることで第三者に対抗できるようになる旨規定されている。

## 2. 知的財産ライセンス契約の登録に関する政令

このライセンス契約の登録について、例えば特許法第 80 条は、更なる規定は大臣規則で定める旨規定しており、同様の規定は各知的財産に関する法律にも存在する。これを受けて、2018 年 7 月 27 日に「知的財産ライセンス契約の登記に関するインドネシア共和国政令 2018 年 36 号」が施行された。この政令は、著作権と隣接権、特許、商標、意匠、半導体回路配置、営業秘密、および育成者権にかかるライセンス契約の登録の詳細を説明している（第 2 条第 1 項）。

## 3. ライセンス契約の登録の要件

ライセンスが登録されるためには、ライセンス契約は以下の基本条項を満たす必要がある（上記政令 2018 年 36 号第 5 条および第 6 条）。

- 実施許諾者と実施権者の間の書面形式のライセンス契約であること。
- ライセンス契約が外国語で作成された場合、インドネシア語への翻訳を行うこと。
- 以下の可能性がある規定が記載されていないライセンスであること：
  - a. インドネシア経済に損害を与え、またインドネシアの国益を損ねる；
  - b. 技術の移転、習得および開発を行うにおいて、インドネシア国民の能力を妨げる制限を記載する；
  - c. 不健全な事業競争を引き起こす；および/または
  - d. 法令の規定、宗教の価値観、倫理および公共秩序に抵触する記載。

また、ライセンス契約は、少なくとも以下の事項を含む必要がある（上記政令 2018 年 36 号第 7 条(2)）。

- a. ライセンス契約が署名された年月日および場所；
- b. 実施許諾者と実施権者の氏名および住所；
- c. ライセンス契約の対象；

- d. サブライセンスを含め、ライセンスが独占的か非独占的かに関する規定
- e. ライセンス契約の期間；
- f. ライセンス契約が適用される地域；および
- g. 特許のライセンス契約の場合、年間費用を支払を行う者

実施許諾者および／または実施権者がインドネシア国外に住所を有する場合もしくは外国籍である場合、ライセンス契約の申請は代理人を通して提出する（上記政令 2018 年 36 号第 8 条）。

登録の申請には、少なくとも以下の書類の添付が必要である（上記政令 2018 年 36 号第 10 条(4)）。なお、下記 b で、著作権、隣接権および営業秘密について記載される権利証とは、権利を有することが示されるものであれば、形式は問わない。

- a. ライセンス契約の写し；
- b. ライセンスを受け、かつ依然として有効な、特許、商標または工業意匠の証書または半導体回路配置の証書の正式な抄本、または、著作権、隣接権または営業秘密に関する何らかの所有権を証明するもの；
- c. 代理人を通じて申請を提出する場合は、委任状；および
- d. 費用の支払証明

#### 4. 登録申請後の審査および公開

申請書類提出後、適切性審査が実施され、必要に応じて申請者に補正期間が与えられる。適切性審査通過後、2 営業日以内にライセンス契約登記書が交付され、大臣はその旨申請者に通知する（上記政令 2018 年 36 号第 11 条乃至 15 条）。

ライセンス契約は、工業意匠登録簿、半導体回路配置登録簿、著作権ライセンス契約登録簿またはその他の知的財産権ライセンス契約登録簿に登録され、工業意匠公報、半導体回路配置公報、営業秘密公報、商標公報、特許公報または著作権ライセンス契約登録簿により公開される（上記政令 2018 年 36 号第 15 条）。

登録されたライセンス契約の登記抄本は、何人も申請することが可能である（上記政令 2018 年 36 号第 16 条）。また、変更や、当事者の合意により取消も可能である（上記政令 2018 年 36 号第 18 条および 19 条）。

## 5. 本規定の目的

上記政令 2018 年 36 号の注釈には、本規定の概略として、この登録により行われるライセンス契約の保護は、後日紛争が生じた際に証明を簡単にし、また、ライセンス契約に関与した場合に第三者を保護する意図があること、このような保護は、知的財産分野の意欲および創造性を促進し、市民が必要とする知的財産の創作物を生み出し得ることが記載されている。

## 6. 登録・公開状況

上記のとおり、ライセンス登録および公開にかかる規則は定まったものの、DGIP はこのプロセスを開始したばかりで手続き上の整備は十分に整っておらず、2019 年末時点では、実際に登録され、公開されているライセンス契約はまだほとんどないものと考えられる。

しかしながら、例えば日本等インドネシア国外の親会社が知的財産権を有しており、子会社であるインドネシア現地法人がこの権利を使用する場合にも、第三者に対抗するためには両者間のライセンス契約の登録は必要となると解釈されており、今後の DGIP の登録プロセスの整備には十分な留意が必要と考えられる。

### 関連法

- ・インドネシア特許法（2016 年法）

[http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu\\_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf](http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf)

（JETRO 仮訳）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo\\_2016.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf)

- ・ 知的財産ライセンス契約の登記に関するインドネシア共和国政令 2018 年 36 号

<https://sipuu.setkab.go.id/PUUdoc/175567/PP%20Nomor%2036%20Tahun%202018.pdf>

(JETRO 仮訳)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/idn/ip/pdf/201904\\_6.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/201904_6.pdf)

f  
-